

岩倉市保育園入園選考基準指数表

児童番号（ ） 児童名（ ）

番号	区分	保護者の状況		入園指数		保護者指数			
		細	目	就労予定		父	母		
1	就労	外勤	1日8時間以上かつ月20日以上の就労を常態		9	10			
			1日8時間以上かつ月15日以上の就労を常態		8	9			
			1日6時間以上8時間未満かつ月20日以上の就労を常態		8	9			
			1日6時間以上8時間未満かつ月15日以上の就労を常態		7	8			
			1日4時間以上6時間未満かつ月20日以上の就労を常態		6	7			
			上記以外で月60時間以上の就労を常態		5	6			
		自営中心者	1日8時間以上かつ月20日以上の就労を常態			10			
			1日6時間以上8時間未満かつ月20日以上の就労を常態			9			
			1日6時間以上8時間未満かつ月15日以上の就労を常態			8			
			上記以外で月60時間以上の就労を常態			6			
		自営協力者	1日8時間以上かつ月20日以上の就労を常態			9			
			1日6時間以上かつ月15日以上の就労を常態			7			
			上記以外で月60時間以上の就労を常態			5			
		内職	1日4時間以上かつ月60時間以上の就労を常態			5			
		農業	1日4時間以上かつ月60時間以上の農業に従事			5			
2	妊娠・出産	出産の前後で、休養を要するため保育ができない場合			7				
3	疾病・障害	入院	1月以上を要する場合で精神性、感染症等の疾病			10			
		居宅内	1月以上の常時病気で寝ている場合で疾病は入院と同様			10			
		通院	一般療養			6			
		心身障害者など	身体障害者手帳1級・2級又は、療育手帳A判定又は、精神障害者手帳1級			10			
			身体障害者手帳3級又は、療育手帳B判定又は、精神障害者手帳2級			9			
4	介護・看護	病院等付添	週4日以上付添（通所施設も含む。）			7			
			常時観察と介護を要する者（寝たきり状態）			8			
		自宅療養	上記以外の場合			6			
5	災害復旧	災害の復旧に当たっている場合			10				
6	求職活動	月60時間以上の就労希望			2				
7	就学	通学のため保育ができない場合			7				
8	虐待	虐待やDVのおそれがある場合			8				
9	育児休業取得時	在園児の継続利用			4				
10	その他	上記に掲げるもののほか、要保護家庭である等、緊急に保育が必要と認められる場合			8				
		上記に掲げるもののほか、保育が必要と認められる場合			6				
					平均				

調整指数

番号	状	況	指数	番号	状	況	指数
11	生活保護世帯		+3	17	保育料等を滞納している場合		-5
12	母子・父子世帯（死別、離婚、行方不明等）		+3	18	在園児の兄弟姉妹が、新規入園申込みの場合		+2
13	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い		+1	19	在園児で、転園希望園に兄弟姉妹が在園している場合		+2
14	申請児童が障害者手帳等を持っている場合		+1	20	在園児で、転園希望の場合		+1
15	自営業等の雇用されていない保護者が、合理的な理由なく、証明書類として前年の確定申告書の写しが提出できない場合		-1	21	保護者が、岩倉市外の施設で保育士、幼稚園教諭、保育教諭など、保育・幼児教育に従事している、又は従事する予定		+1
16	調査票にて「希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長を許容できる」を選択した場合		-10	22	保護者が、岩倉市内の施設で保育士、幼稚園教諭、保育教諭など、保育・幼児教育に従事している、又は従事する予定		+2
				小計			

- 注
- ・ 指数の高い人から希望先が優先されます。
 - ・ 父母の指数の平均点と調整指数の合計で判定を行います。
 - ・ 調整指数で2区分以上に該当する場合は、当該項目ごとの指数を加算します。
ただし、16～20は複数該当する場合でも一番高い指数のみ適用されます。
 - ・ 18の調整指数は在園児が1号認定の場合、他の園の審査には適用されません。
 - ・ 合計点が同点となった場合は「保育園入園選考基準指数表で同点となった場合の優先順位」に基づいて入園審査を行います。

合計	
----	--

保育園入園選考基準指数表で同点となった場合の優先順位

保育園入園調整において、同一点数となった場合の優先順位は以下のとおりとする。

優先 順位	内 容
①	保育園等に在園している、もしくは同時に新規入園の申込みをしている兄弟姉妹が多い。
②	保護者のいずれかの指数が低い方を比較し、指数が高い世帯。
③	入園可能な施設の希望順位がより高い世帯。
④	保護者のいずれも在宅ワーク（月間就労日数の半分以上を自宅で勤務）ではない。
⑤	保護者のいずれも生計に寄与しない労働（最低賃金を下回る等、就労に対する適正な対価の支払いがない等）を要件としていない。
⑥	保護者の保育要件の区分で以下のとおりに優先する。 虐待＞災害復旧＞疾病・障害＞就労（外勤）＞自営＞農業＞妊娠・出産＞就学＞介護・看護＞内職＞求職活動
⑦	保護者の要件が就労である場合、世帯の「就労時間の月間合計時間」の長い世帯。
⑧	その他、世帯の状況に応じて総合的に判断。